

**10月27日まで受け付けています
令和8年熊本地震災害義援金**

令和8年熊本地震で被災された方を支援するため、義援金を受け付けています。お預かりした義援金は、日本赤十字社を通じて、全額を被災地に送金します。
【受付期間】10月27日(火)まで【口座振替・振り込みでの受け付け】▶ゆうちょ銀行=00190-3-605956 *口座加入者名は「日赤令和8年熊本地震災害義援金」 *受領証を希望する方は、通信欄に「受領証希望」と明記し、氏名・住所・電話番号を記載 ▶三井住友銀行すずらん支店=2787553 ▶三菱UFJ銀行やまびこ支店=2105551 ▶みずほ銀行クヌギ支店=0620820 *いずれも普通預金口座で、名義は「日本赤十字社」 *振込手数料が掛かる場合あり *詳細は日本赤十字社HPを参照【窓口での受け付け】義援金を持って直接、問合せ先へ【問合せ】地域活動推進課地域活動推進担当(区役所14階) ☎5608-6705

**休業・失業等で家賃、転居費用にお困りの方へ
住居確保給付金**

離職等で収入が減り住居を失った・失いかねない方へ、家賃や転居費用の相当額を支給します(要件・上限あり)。相談・申請は原則予約制ですので、事前にお問い合わせください。詳細は区HPをご覧ください。
【家賃補助の対象】▶申請日時点で離職・廃業から2年以内の方 ▶個人の責任・都合によらない勤務時間や就労機会の減少等により、収入が減った方 *ほかにも要件あり【転居費用補助の対象】▶同一世帯員の死亡・離職等により収入が減った方 ▶区の相談員による家計改善支援を受け、転居が必要と認められた方 *ほかにも要件あり【問合せ】くらし・しごと相談室すみだ ☎5608-6289【担当課】地域福祉課

**温かい支援をお願いします
すみだの夢応援助成事業**

本事業は、助成団体が実施する地域活性化プロジェクトに対し、内容に共感した方がふるさと納税で応援できる制度です。区民の皆さんも寄付でき、税額控除も受けられます。
【寄付方法】ふるさと納税専用サイト「ふるさとチョイス」から申込み、クレジットカード・マルチペイメント・納付書で支払い【問合せ】地域活動推進課まなび担当 ☎5608-6202 *詳細は区HPを参照

**飲食店や食品販売店をサポートします
多言語メニューの作成**

区内飲食店等の店舗で利用できる多言語メニュー(英語・中国語・韓国語)をあらかじめ用意されたデザインで作成します。また、店舗の情報をウェブサイト「Oishii Sumida Tokyo」に掲載します。
【対象】区内の飲食店・食品販売店 *事業内容により一部除外あり【定員】先着5店【費用】無料【申込み】事前に店舗名、担当者の氏名・電話番号・Eメールアドレスを電話かEメールで、Oishii Sumida Tokyo事務局(ひらがなネット株式会社内) ☎6658-5414・✉menu@hiragana-net.comへ *受け付けは9月25日まで *電話での受け付けは月曜日～金曜日の午前10時～午後5時【担当課】観光課

**10月からリニューアルします
ごみ分別案内チャットボット**

ごみ分別案内チャットボットは、更に使いやすく機能を拡充し、10月1日から「墨田ごみナビ」としてリニューアルします。ぜひご利用ください。なお詳細は後日、本紙で紹介する予定です。
【問合せ】すみだ清掃事務所分室 ☎3613-2229

**断水時にご活用ください
災害時給水ステーション**

都は、断水時の給水拠点として、都内に200か所以上、災害時給水ステーションを設置しています。設置場所には、下記のシンボルマークが掲示されています。区内では、両国公園(両国4-25-3)、白鬚東地区防災拠点(堤通二丁目)、文花公園(文花1-27-5)にありますので、いざという時にご活用ください。
そのほかの設置場所や発災時の開設状況は、都水道局アプリ(右記各コード)か都水道局HPをご覧ください。
【問合せ】▶都水道局サービス推進部管理課 ☎5320-6422 ▶防災課防災係 ☎5608-6206

**今年度は運行エリアを拡大します
グリーンスローモビリティ**

千葉大学との連携事業として、時速20km以下で公道を走る「グリーンスローモビリティ」の実証運行を実施します。文花周辺で2つのルート(文花団地ルート、京成曳舟駅ルート)を運行し、誰でも

無料で乗車できます。ルートや時刻表等の詳細は、区HPをご覧ください。



【とき】10月9日(金)までの毎週月・火・金・土曜日
*祝休日を除く【問合せ】都市計画課公共交通担当 ☎5608-1263

**毎月1日は
墨田区防災の日**

9月1日の点検項目
いざのとき
あわてぬための
防災訓練

**毎月5日はすみだ環境の日**

毎月環境の日に更新
エココラムを
ご覧ください！



9月のエコしぐさ
省エネも みんなでやれば 効果大

9月は都の自殺対策強化月間です

「気づいてください！
体と心の限界サイン」

東京都自殺相談ダイヤル
こころといのちのほっとライン
☎0570-087478
(正午～翌朝5時半／年中無休)



LINE相談は「相談ほっとLINE@東京」
(受け付けは午後3時～10時半／右記コードからLINEで友だち登録)

**区政情報番組****ウィークリー すみだ****9月の番組表**

キャスター
大山美佳さん

毎日、午前9時、正午、午後4・8時から地上デジタル11チャンネルで放送しています(各15分間)。なお、放送終了後は区HPでご覧になれます。
【問合せ】広報広聴担当 ☎5608-6220

㊦=レッツスポーツinすみだ ㊦=特集 ㊦=歩いてみよう!すみだでオフタイム

放映日	午前9時	正午	午後4時	午後8時
9月6日(日)～12日(土)	㊦eスポーツ(再放送)			
9月13日(日)～19日(土)	㊦すみだの英語教育(土)	㊦eスポーツ(再放送)	㊦すみだの英語教育	㊦eスポーツ(再放送)
9月20日(日)～26日(土)	㊦文花エリア(再放送)			
9月27日(日)～10月3日(土)	㊦文花エリア(再放送)	㊦すみだの英語教育	㊦文花エリア(再放送)	㊦すみだの英語教育

*内容が一部変更になる場合あり *ケーブルテレビへの加入・問合せは、J:COMカスタマーセンター ☎0120-999-000へ

人権コラム ⑩**ハラスメントを見て見ぬふりしない“アクティブ・バイスタンダー”**

「冗談だった」「悪意はなかった」「そんなつもりじゃなかった」。これらはハラスメント行為をした人からよく聞かれる言葉です。しかし、大切なのは「受け取る側がどう感じたか」ということ。たとえ悪気がなかったとしても、相手の尊厳を傷付ける言動は、ハラスメントになり得るのです。

ハラスメントは職場だけでなく、学校や地域、家庭、インターネット上など様々な場所で起こります。そしてその影響を受けるのは、被害者だけではなく、周囲の人が「次は自分かも」と不安を感じたり、雰囲気が悪くなったりするなど、ハラスメントは社会全体に影響を及ぼします。そんな中、近年注目されているのが、被害を

目撃したときに、自分にできる行動をとる「アクティブ・バイスタンダー(行動する第三者)」という考え方です。例えば、別の話題で場の空気を変える、被害者に後で「大丈夫ですか」と声を掛ける、相談窓口につなぐなど、出来る範囲で行動し、必ずしも加害者に直接注意する必要はありません。“見て見ぬふりをしない”その一歩が、お互いを尊重し誰もが安心して暮らせる地域、ハラスメントがないまちづくりにつながります。

【問合せ】すみだ人権同和・男女共同参画事務所人権同和担当 ☎5608-6322



人権啓発冊子
「人権感覚」